

平成25年度

大阪市立大学大学院法学研究科法曹養成専攻入学者選抜試験

【2年短縮型】

法律科目試験問題：民事訴訟法(配点:100点)

注意事項

- 1 問題冊子は、監督者が「解答始め」の指示をするまで開かないこと。
- 2 問題冊子は、全部で2ページである。
解答用紙は、全部で8ページである。
問題冊子、解答用紙に脱落のあった場合には申し出ること。
- 3 解答用紙の上部所定欄に、1ページには氏名、受験番号、試験の科目名を、2ページ以降は各ページに氏名を忘れずに記入すること。
- 4 解答は、第1問は1ページから、第2問は5ページから記入すること。
- 5 解答以外のことを書いたときは無効とすることがある。
- 6 机上に各自の「受験票」と「法科大学院全国統一適性試験受験票」を出しておくこと。
- 7 解答用紙は、8ページを超えて使用することはできない。

(民事訴訟法)

第1問

訴訟における主要事実および間接事実の取扱いについて、次の各問に答えなさい。

問1 当事者による主張の要否との関係で、主要事実と間接事実の取扱いに違いがあるか。違いがあるならば、どのような違いか。学説の状況をも踏まえつつ、論じなさい。

問2 裁判上の自白との関係で、主要事実と間接事実の取扱いに違いがあるか。違いがあるならば、どのような違いか。学説の状況をも踏まえつつ、論じなさい。

(配点：50点)

(民事訴訟法)

第2問

Xは、自転車を運転中、Yのバイクと接触事故（以下、「本件事故」という）を起こした。この事故でYは重傷を負った。Yは、Xに対し、200万円の損害賠償を求めた。これに対して、Xは、事故の主たる原因はYの側にあるとして、Yを相手どり、200万円の損害賠償債務のうち債務は50万円を超えては存在しない旨の確認を求める訴え（以下、「本件訴え」という）を甲裁判所に提起した。

この事例を前提に、次の各問に答えなさい。なお、各問は、それぞれ独立した問題である。

問1 甲裁判所が、本件訴えを審理した結果、Xには30万円の損害賠償債務しか存在しないと結論にいたったとする。この場合、甲裁判所は、どのような判決をなすべきか。

問2 甲裁判所は、本件訴えを審理したところ、XがYに対して120万円の損害賠償債務を負うとの結論にいたったので、Xの損害賠償債務は120万円を超えては存在しない旨の確認判決（以下、「本判決」という）を言い渡した。本判決が確定したあとに、Yが、Xを相手どって、本件事故による負傷を理由に120万円の損害賠償を求める訴え（以下、「後訴」という）を乙裁判所に提起した。この場合、確定した本判決は、Yの後訴にどのような作用を及ぼすか。

(配点：50点)